

公益財団法人 全日本空手道連盟

通報・相談窓口規程

(通報・相談窓口の目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟（以下「本連盟」という。）は、倫理規程第10条第2項の定めに従い、倫理規程第4条第1項各号に定めるものを含め、本連盟関係者による社会的に許容されえない言動その他の行為に関する情報を可及的速やかに入手してこれに適切に対処することによって、本連盟に対する社会の信頼を維持・向上させるとともに、本連盟の事業の円滑な遂行を妨げるおそれのある事象を除去することを目的として、通報相談窓口を設置する。

(位置づけ)

第2条 通報・相談窓口の事務は総務課が担当するものとし、原則として男性1名、女性1名、合計2名の事務局職員が所掌する。

2. 通報・相談窓口の所在その他の連絡先は、次のとおりとする。

<u>所 在</u>	〒135-8538 東京都江東区辰巳1-1-20
(公財) 全日本空手道連盟内 通報・相談窓口	
<u>FAX</u>	03-5534-1952
<u>電子メール</u>	soudan@jkf.jp

3 通報・相談窓口を利用する場合は、面会、書面、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により受け付けるものとし、匿名による事案は受け付けないものとする。また、利用方法はホームページ等に掲載し、その周知を図るものとする。

(利用できる者の範囲)

第3条 次の各号に掲げる者は、通報・相談窓口を利用して、本連盟関係者による社会的に許容されえない言動その他の行為に関する情報を提供し又は当該情報に関する相談をすることができる。

- (1) 本連盟の会員
- (2) 本連盟の役員・評議員
- (3) 本連盟の職員

(4) 前三号に掲げる者の関係者（家族、代理人、同じ加盟団体の職員、同じ加盟団体に所属する会員）

（窓口の利用の方法等）

第4条 前条各号に掲げる者は、面会、書面、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、通報・相談窓口を利用することができる。ただし、面会の方法による場合、平日のみ、9時から17時までの間に、第2条第2項に記載された本連盟の事務所を訪れるものとする。

2. 通報・相談窓口を利用する者は、情報の提供の際、自らの氏名及び連絡先、本連盟との関係（具体的にいえば、前条各号に該当することを基礎付ける事実）その他あらかじめ定められた事実を開示するものとする。
3. 情報の提供に当たっては、本連盟関係者による社会的に許容されえない言動その他の行為となる事実を、具体的に摘示しなければならない。
4. 本連盟または本連盟関係者の名誉若しくは社会的な信用を毀損し、または、これらに財産的な損害を加える目的で、通報・相談窓口を利用することは、あってはならない。

（情報の提供を受けた場合にとるべき措置）

第5条 通報・相談窓口を利用した者から情報（ただし、前条第2項及び第3項の双方を満たしたものに限る。）の提供を受けたときは、これを受けた通報・相談窓口の担当職員（以下単に「担当職員」という。）は、倫理委員会の委員に対し、提供を受けた情報（書面、ファクシミリ、電子メールを含む。）の概要を報告するものとする。

2. 前項の場合において、提供を受けた情報が加盟団体または協力団体に所属する会員による社会的に許容されえない言動その他の行為に関するものであったときは、担当職員は、当該会員が所属する加盟団体または協力団体に対し、提供を受けた情報（書面、ファクシミリ、電子メールを含む。）の概要を報告したうえで、これらにおいて遅滞なく必要な措置をとるよう指示をするものとする。
3. 前二項に基づく報告に当って、担当職員は、通報・相談窓口を利用した者及び提供を受けた情報に含まれる本連盟関係者の名誉、社会的信用に適切な配慮をするものとする。
4. 情報の提供をした者が報告することを希望しない旨を述べたときは、その意志を尊重し、第1項及び第2項の規定は適用しない。

（報告を受けた場合にとるべき措置）

第6条 前条第1項に基づく報告を受けたときは、倫理委員会の委員長は、前条第2項に定める場合を除き、遅滞なく、報告を受けた事項に含まれる事実関係の調査その他の適切な措置をとるものとする。

2. 報告を受けた事項に含まれる事実関係の調査等のために必要があるときは、倫理委員会の委員長は、倫理委員会を招集するものとする。また、倫理委員会は、特に必要があると認めるときは、一部の委員や弁護士その他の第三者に依頼をして事実関係の調査等を行わせることができる。
3. 報告を受けた事項に含まれる事実関係の内容等に鑑みて早期に理事会に報告することが適切であると思料されるときは、倫理委員会の委員長は、担当常任理事または専務理事を通じて、当該事項の全部または一部を理事会に報告するものとする。
4. 第4条第2項に基づいて開示された事実が虚偽のものであったときまたは当該事実に基づいて連絡をしたが相当な期間内に返答がなかったときは、倫理委員会の委員長は、前三項の定めにかかわらず、所定の措置をとらず、または、行われている措置を中止することができる。
5. 前条第2項に定める場合において、報告を受けた加盟団体または協力団体が遅滞なく必要な措置をとらないときは、倫理委員会の委員長は、当該団体の代表者に対し、直ちに相当な措置をとるよう命じることができる。
6. 前項の場合において、当該団体の代表者が倫理委員会の委員長から命じられた措置をとらなかつたときは、本連盟は、倫理規程第4条第1項第11号に該当するものとして、当該団体に対して倫理規程第8条第1項第3号に定める処分を行うことができるものとする。
7. 第5項に定める場合において、報告を受けた加盟団体または協力団体がとった措置が不相当なものであったときは、前二項の規定を準用する。

(本連盟関係者の協力義務)

- 第7条 本連盟関係者は、担当職員、倫理委員会の委員長、倫理委員会その他から求められたときは、事実関係の調査等に協力しなければならない。
2. 正当な理由なく前項の協力をしない本連盟関係者に対しては、本連盟は、倫理規程第4条第1項第11号に該当するものとして、同第8条第1項各号に定める処分を行うことができるものとする。

(通報者の保護)

- 第8条 本連盟は、通報・相談窓口を利用した者に対して、これを利用したことを探りとして不利益な取扱いを行わない。併せて、その者が所属する加盟団体または協力団体に対し、不利益な取扱いが行われないよう適切な措置を講じ

ることを命じるものとする。

2. 前条の定めに違反して不利益な取扱いをした者に対しては、本連盟は、倫理規程第4条第1項第11号に該当するものとして、同第8条第1項各号に定める処分を行うことができるものとする。
3. 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、相談者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

ただし、理事会に付議するいとまがないときは、倫理委員会がこれを決定することができる。

2. 前項の場合は、直次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(本規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議により行うことができる。

附則

1. この規程は、平成29年5月13日から施行する。
2. この規程は、令和元年6月8日から施行する。
3. この規程は、令和2年5月26日から施行する。
4. この規程は、令和5年4月1日から施行する。